

廃炉発官 R 7 第 2 3 号
令和 7 年 4 月 2 3 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙の通り、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

遠隔技術活用推進室設置及び職務に関する記載見直しに伴い、実施計画Ⅲ第1編及び第2編に記載されている保安に関する組織及び職務に関して、下記の通り変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3章 体制及び評価

第4条

- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う変更

第5条

- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う変更
- ・職務に関する記載見直しに伴う変更

附則

- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う変更
- ・第5条記載見直しに伴う変更
- ・減容処理設備運用開始に伴う記載削除

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第3章 体制及び評価

第4条

- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う変更

第5条

- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う変更
- ・職務に関する記載見直しに伴う変更

附則

- ・遠隔技術活用推進室設置に伴う変更
- ・第5条記載見直しに伴う変更
- ・減容処理設備運用開始に伴う記載削除

以 上

別添

第 1 編

(1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第1節 保安管理体制

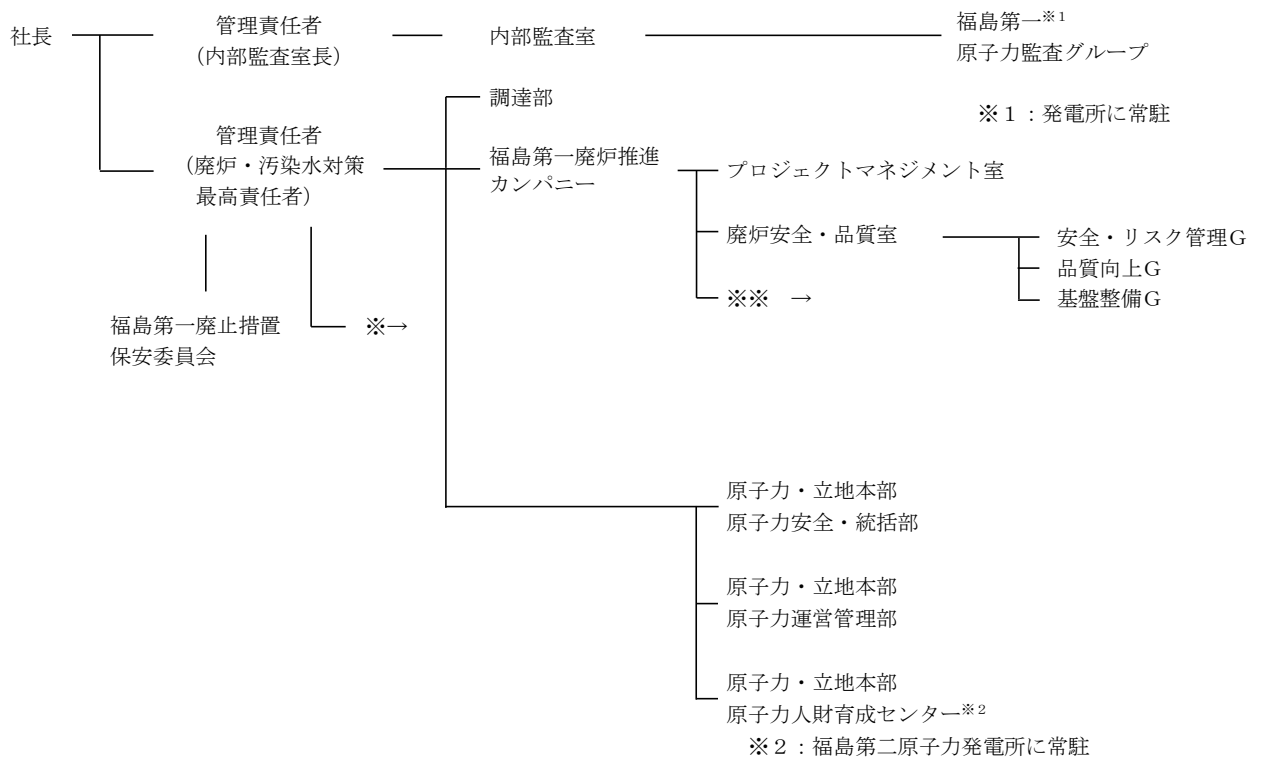
(保安に関する組織)

第4条

発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4

【本社】



【福島第一原子力発電所】

※ → 原子炉主任技術者※³

※※→ 所 長

原子力発電
保安運営委員会

電気主任技術者※³

業務統括室

遠隔技術活用推進室

セキュリティ管理部

汚染水対策プログラム部

プール燃料取り出しプログラム部

燃料デブリ取り出しプログラム部

廃棄物対策プログラム部

敷地全般管理・対応プログラム部

計画・設計センター

※※※

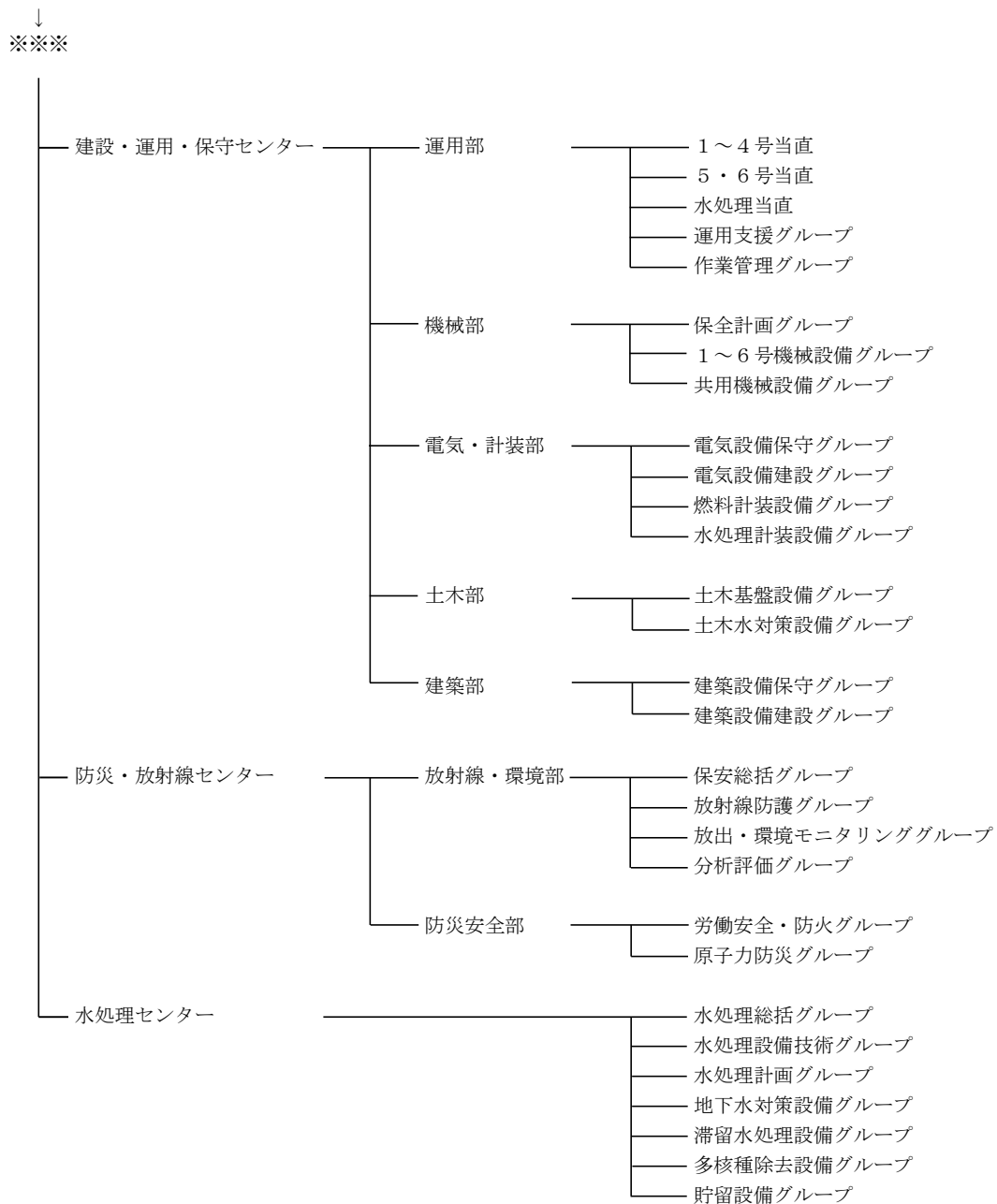
資材グループ
労務人事グループ

遠隔エンジニアリンググループ
遠隔オペレーショングループ

核セキュリティ運営管理グループ
核セキュリティ施設運用グループ
サイバーセキュリティグループ

機械技術グループ
電気技術グループ
配電・電路グループ
計装技術グループ
通信システムグループ
土木基盤技術グループ
土木水対策技術グループ
建築保守技術グループ
建築建設技術グループ

※³：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して
「主任技術者」という。



(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
 - (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
 - (3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
 - (4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、調達部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人材育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
 - (5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。
 - (6) 廃炉安全・品質室は、原子力安全及び品質保証体系の総括並びに不適合管理等に関する業務を行う。
 - (7) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
 - (8) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。
 - (9) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。
 - (10) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
2. 保安に関する職務のうち、発電所組織は「保安管理基本マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。
- (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。
 - (2) 業務統括室は、調達及び要員の計画・管理等に関する業務を行う。

- (3) 遠隔技術活用推進室は、遠隔装置に係る技術検討、オペレーション及び保守管理等に関する業務を行う。
- (4) セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理並びに設備の運用及びサイバーセキュリティの総括等に関する業務を行う。
- (5) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (6) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (7) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器の安全確保設備のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (9) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (10) 計画・設計センターは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の機械設備、電気設備、計装設備、通信設備、土木設備、建築設備の設計等に関する業務を行う。
- (11) 運用部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の運転管理等に関する業務を行う。
- (12) 機械部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。
- (13) 電気・計装部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の電気設備、計装設備の建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。
- (14) 土木部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の土木設備の建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。
- (15) 建築部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の建築設備の建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。
- (16) 放射線・環境部は、放射線管理、液体・気体放射性廃棄物管理及び放射能・化学分析等並びに放射線管理設備及び分析設備等の保守管理に関する業務を行う。
- (17) 防災安全部は、防災安全及び原子力防災の総括等に関する業務を行う。
- (18) 水処理センターは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理、貯留並びに多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満ま

で浄化処理した水の運転計画，設計，建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。

3. 各職位は次のとおり，当該業務にあたる。

- (1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに，発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また，第4条の定めのとおり，当該室が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 本社各部長（原子力人材育成センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (3) 業務統括室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (4) 遠隔技術活用推進室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (5) 各プログラム部長は，所長を補佐し，所管するグループの業務を統括管理する。
- (6) 計画・設計センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (7) 建設・運用・保守センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。
- (8) 防災・放射線センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。
- (9) 水処理センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (10) 発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (11) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。
- (12) グループ員（当直員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 60 日以内に施行する。

附則（令和 7 年 3 月 28 日 原規規発第 2503282 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 12 月 18 日 原規規発第 24121811 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 4 2 条の 2 については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 5 月 21 日 原規規発第 2405211 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 4 条及び第 5 条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 22 日 原規規発第 2404223 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 5 年 3 月 7 日 原規規発第 2303075 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条の表42-1及び表42-2における2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備から放出される気体廃棄物の管理については、2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用

することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年５月２７日 原規規発第 2005271 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第４０条及び第４２条の２については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- ３．添付１（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成２８年１２月２７日 原規規発第 1612276 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第４０条の２における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成２５年８月１４日 原規福発第 1308142 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第１７条第３項及び第４項の１号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から適用する。

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第1節 保安管理体制

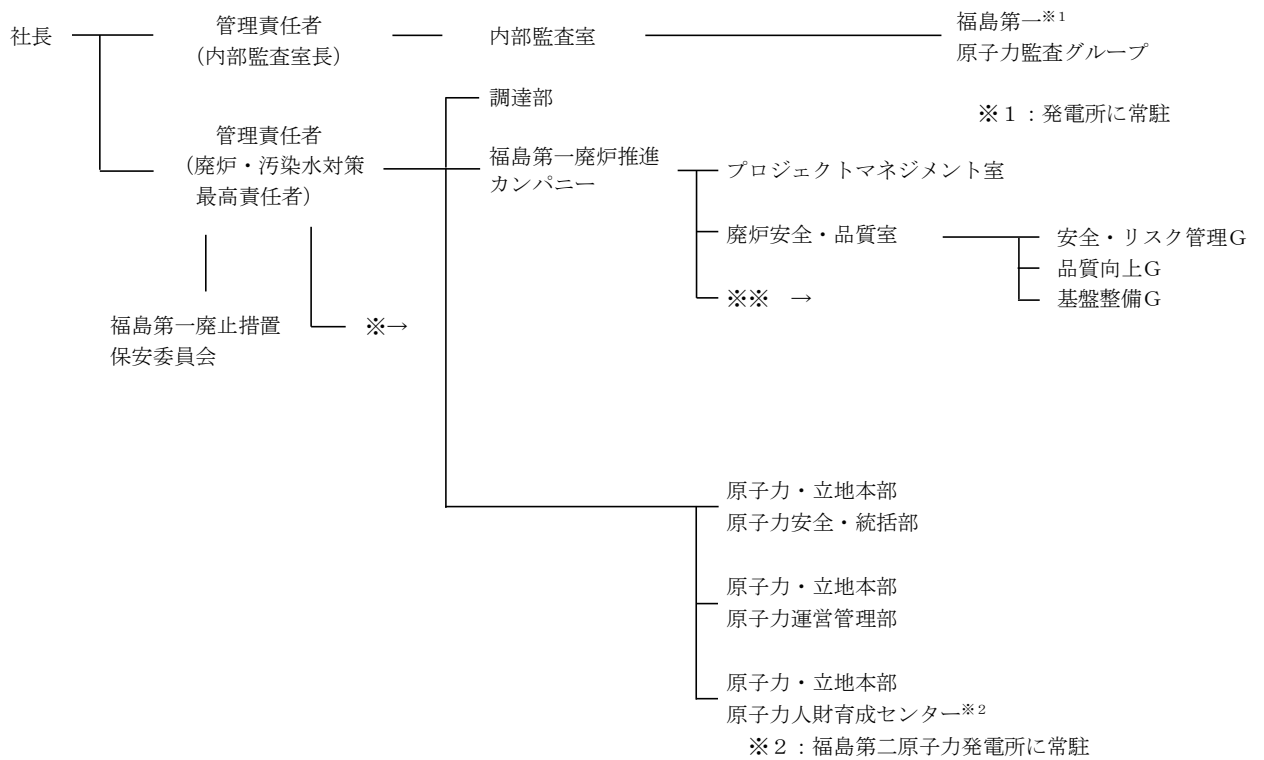
(保安に関する組織)

第4条

発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4

【本社】



【福島第一原子力発電所】

※ → 原子炉主任技術者※³

※※→ 所 長

原子力発電
保安運営委員会

電気主任技術者※³

業務統括室

遠隔技術活用推進室

セキュリティ管理部

汚染水対策プログラム部

プール燃料取り出しプログラム部

燃料デブリ取り出しプログラム部

廃棄物対策プログラム部

敷地全般管理・対応プログラム部

計画・設計センター

※※※

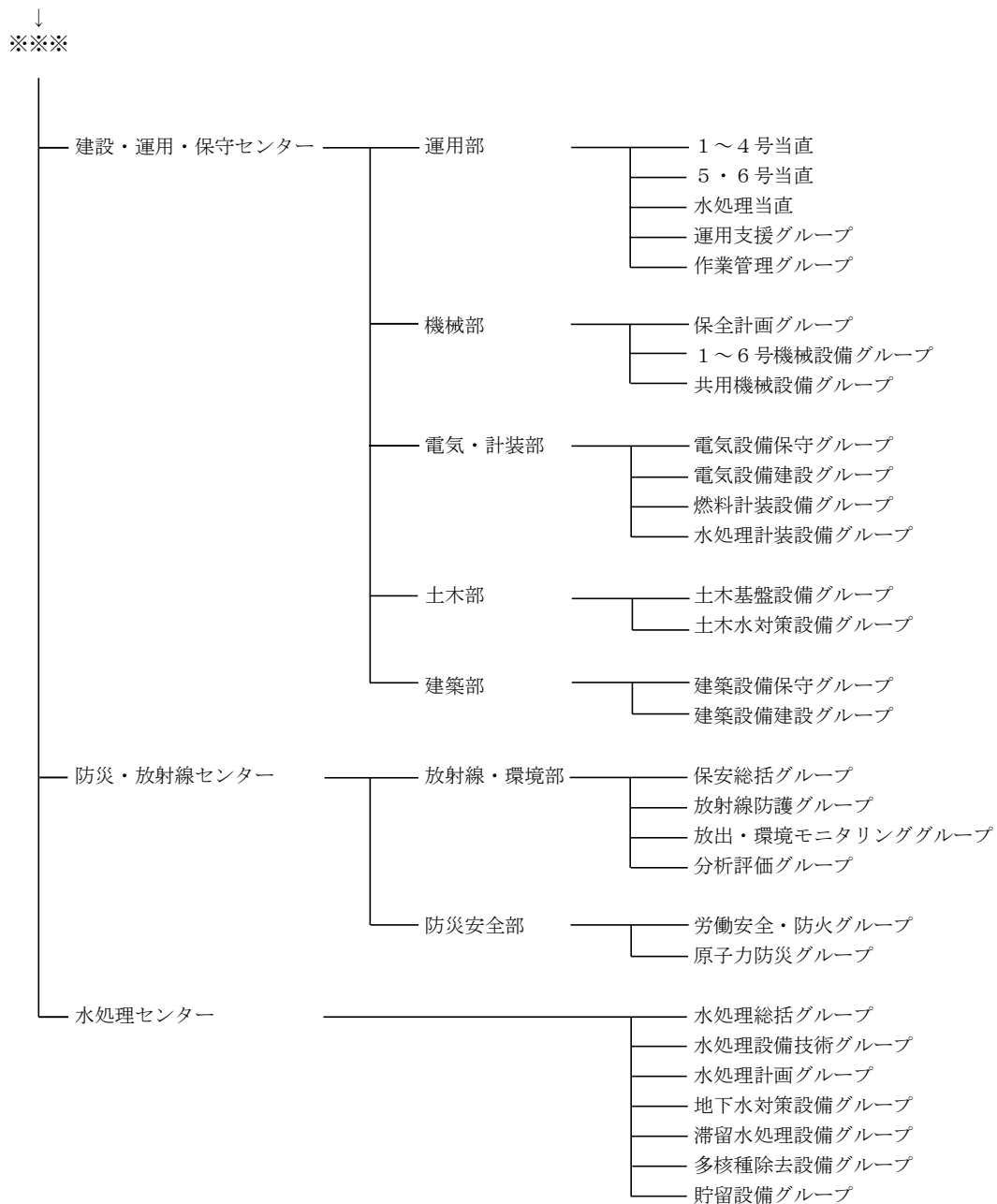
資材グループ
労務人事グループ

遠隔エンジニアリンググループ
遠隔オペレーショングループ

核セキュリティ運営管理グループ
核セキュリティ施設運用グループ
サイバーセキュリティグループ

機械技術グループ
電気技術グループ
配電・電路グループ
計装技術グループ
通信システムグループ
土木基盤技術グループ
土木水対策技術グループ
建築保守技術グループ
建築建設技術グループ

※³：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して
「主任技術者」という。



(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
 - (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。
 - (3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
 - (4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、調達部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人材育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。
 - (5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。
 - (6) 廃炉安全・品質室は、原子力安全及び品質保証体系の総括並びに不適合管理等に関する業務を行う。
 - (7) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
 - (8) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。
 - (9) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。
 - (10) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
2. 保安に関する職務のうち、発電所組織は「保安管理基本マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。
- (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。
 - (2) 業務統括室は、調達及び要員の計画・管理等に関する業務を行う。

- (3) 遠隔技術活用推進室は、遠隔装置に係る技術検討、オペレーション及び保守管理等に関する業務を行う。
- (4) セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理並びに設備の運用及びサイバーセキュリティの総括等に関する業務を行う。
- (5) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (6) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (7) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器の安全確保設備のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (9) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のプロジェクトの計画及び管理等に関する業務を行う。
- (10) 計画・設計センターは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の機械設備、電気設備、計装設備、通信設備、土木設備、建築設備の設計等に関する業務を行う。
- (11) 運用部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の運転管理等に関する業務を行う。
- (12) 機械部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。
- (13) 電気・計装部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の電気設備、計装設備の建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。
- (14) 土木部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の土木設備の建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。
- (15) 建築部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の建築設備の建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。
- (16) 放射線・環境部は、放射線管理、液体・気体放射性廃棄物管理及び放射能・化学分析等並びに放射線管理設備及び分析設備等の保守管理に関する業務を行う。
- (17) 防災安全部は、防災安全及び原子力防災の総括等に関する業務を行う。
- (18) 水処理センターは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理、貯留並びに多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満ま

で浄化処理した水の運転計画，設計，建設・設置及び保守管理等に関する業務を行う。

3. 各職位は次のとおり，当該業務にあたる。

- (1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに，発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また，第4条の定めのとおり，当該室が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 本社各部長（原子力人材育成センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (3) 業務統括室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (4) 遠隔技術活用推進室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (5) 各プログラム部長は，所長を補佐し，所管するグループの業務を統括管理する。
- (6) 計画・設計センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (7) 建設・運用・保守センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。
- (8) 防災・放射線センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。
- (9) 水処理センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。
- (10) 発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (11) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。
- (12) グループ員（当直員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第1条

この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から60日以内に施行する。

附則（令和7年3月28日 原規規発第2503282号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図については，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年5月21日 原規規発第2405211号）

（施行期日）

第1条

2. 第4条及び第5条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は，化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号）

（施行期日）

第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号）

（施行期日）

第1条

2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

第1条

3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。